

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成17年5月10日(火)午後2時～午後4時30分

### 2 場所

大津家庭裁判所小会議室

### 3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

大谷禎男,小川恭子,黒田清喜,長野辰司,福井一郎,福浦厚子,松田俊夫,  
山口浩次,山中清輔

(事務担当者)

東薫,三輪善夫,今中昭治,谷川佳史,前田誠喜,鞭厚,村田政邦

### 4 議事

- ・ 委員の異動について報告

総務課課長補佐から,重吉孝一郎委員の3月1日付け退官に伴い,その後任として大谷禎男委員(大津家庭裁判所長)が任命された旨,報告があった。

- ・ 新任委員の自己紹介

- ・ 委員長の互選

発言要旨は別紙第1のとおり

- ・ 意見交換(「調停委員」について)

発言要旨は別紙第2のとおり

- ・ 意見交換(「ご利用者の声」について)

発言要旨は別紙第3のとおり

アンケートの集計結果は別紙第4のとおり

「ご利用者の声(アンケート)」のひな形は別紙第5のとおり

- ・ 意見交換(「サイン」について)

発言要旨は別紙第 6 のとおり

サイン整備の概要は別紙第 7 のとおり

- ・ 意見交換（「今期委員会のまとめ」について）

発言要旨は別紙第 8 のとおり

---

（別紙第 1）

発言要旨（委員長の互選について）

（委員長代理，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者）

委員長の選任について，意見を伺いたい。

この委員会は，市民の声を家庭裁判所の運営に反映させるというシステムであるから，市民の意見を幅広く意見を聞くという意味でも，法曹関係者以外の方からお願いしたい。又，委員長は，あまり人事異動で変わらないということで，ずっと任期が全うできる方をお願いしたい。

実務的には，事務方と近い方にさせていただくのがスムーズに進む。任期を全うするということでは，私も転勤の可能性はある。任期を二年間としているので，全うするのは難しいと思う。

毎回，委員長を決めるのにかなりの時間議論している。最終的には，委員長は所長にして頂いていたが，異動が激しくなってきたのでどうかと思う。ただ，今回は任期ももうすぐ終わるので，所長をお願いするしかない。しかし，議論があったことは記録として残してほしい。

富越前々委員，重吉前委員が既に説明されており，その繰り返しとなるが，裁判所の実情を説明することが多々あるので，裁判所の実情に明るい委員が良いと思われ，事務局に指示をして裁判所の実情を知って頂くための資料を提供することや委員会の準備を進めること等を考慮すると所長が委員長になる方がスムーズ

かと思う。この委員会が、ざっくばらんに話そうということですから、委員長が誰かにこだわる必要はないと考える。ここ数年の所長の異動が多かったことについては、たまたまと思って頂きたい。

事務処理をして頂くなら所長かと思う。しかし、2年という任期で委員長が何回も変わるの如何かと思うが、今回は所長にお願いしてはどうか。

任期は7月までなので、委員長については所長にお願いして、もっと中身のあ議論をしてはどうか。

委員の任期は2年であるが、委員長の任期はどうなるのか。

委員長である委員の任期がある限り、委員長を続けることになる。

委員長以外が全員変わった場合はどうかと思う。

具体的なテーマによって、委員長を所長がするのは良くないという場合は、変わればよい。

意見も出尽くしてきたように思うので、最終的に誰が委員長をすればよいか、順に意見を伺いたい。

実務上、所長に委員長になってもらうのは異議はないが、互選ということから言えば、その意味の整合性との観点からどうかとも思う。

事務方と連絡の執りやすい方が所長以外にいるなら、その方でもよい。

家裁委員会の委員長であるので所長にしてもらう方がよい。

先ほどは、残りの任期を考えると所長で良いと言ったが、今回の改選で3回目になるので、ずっとおられる福井委員がよいかとも思うし、この委員会の場を知って頂いている他の委員でもよい。

所長でよい。

所長がよい。

事務局との連絡が取りやすく、任期中の交代がないということから福井委員がよい。どなたがされても、任期が終わったら互選するという事で決めてはどうか。

先ほどは福井委員でも良いし、他の委員でも良いと言われたがいかがか。

福井委員がよい。

福井委員に。

所長が委員長になるのがよい。

所長がよいという方が5人、福井委員がよいという方が3人で、委員長には大谷委員と決まりました。

---

(別紙第2)

発言要旨(一つめのテーマ「調停委員」について)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

宿題をいただいていたテーマの一つである「調停委員」について、家裁では家事調停委員についてということになります。理解していただく前提として最初に家事調停制度の概略を説明させていただきます。説明の方法として、係員から口頭で説明するのとビデオによって説明するのとどちらがよいかお伺いしたい。ビデオについては、新任調停委員研修で使用しているもので、家事調停の進め方をドラマ仕立てにしたものです。ただ、時間が45分かかります。

時間もかなり経っているので、口頭での説明をお願いしたい。

私も口頭でお願いしたい。

(首席書記官から 調停制度 家事調停制度の流れについて説明)

(首席家裁調査官から調査官関与について説明)

以上、概括的に説明をしましたが、何か質問があればお伺いしたい。

実際に調停の当事者として裁判所に出頭した方の話であるが、遺産分割で兄弟が争っている事件で裁判所に行ったとき、知っている人が担当調停委員であったことから、言いたいことも言えずに条件をのんでしまったと聞いた。自分の周り

で誰が調停委員になっているのか公表されているとよい。

事件に対する調停委員の割当ては順番でやっているのか。

調停委員の指定については、家事審判官が事件の内容等を検討して当該裁判所に所属している家事調停委員の中から2名指定されている。

当事者が調停に出頭して自分の知っている調停委員だったという場合は、担当の調停委員を替えてもらえるのか。

調停委員に調停事件を指定する際に事件の内容が分かります。その場合、自分の知っている当事者についての事件は辞退されるので、そのようなことはほとんどありません。

今回のテーマは、調停委員とはどういう人なのか、どんな研修をされているのか等ということが問題になっていたので、そこに戻って説明をしていただければと思う。

それでは、先ず、調停委員の任命手続について説明します。調停委員の候補者となる方法は、調停委員候補者選考委員会を設け、応募してこられた方に対し書類選考で適格と認められた方に対して行う面接により候補者を選考します。選考委員会で調停委員として相応しいと判断した者について、裁判官会議の議を経て最高裁に任命の上申を行います。任命予定時期は原則として毎年4月1日と10月1日の2回。任期は2年で、再任は可能です。応募は自薦他薦を問いませんが、現在は、自薦が主で、他薦は殆どありません。

2年の任期中に取り扱った調停に対する調停委員の評価は行っているのか。又、その評価によっては再任しないこともあるのか。

評価は特にしていませんが、調停委員の執務能力等については、事件を通じて当事者や家事審判官、書記官、調査官から情報が入ります。評価と言えるのかどうかは別として、再任上申時の選考委員会にはそれらの情報も反映されています。

公募はされているのか。

公募には至っていません。調停委員の人材確保に関しては、公的、準公的機関、

各専門資格保有者の協会等に推薦依頼を行ったりしておりますが、このような方法に満足している訳ではなく、知識や社会経験の豊富な一般市民の参加を更に拡充する必要があると考えています。しかし、公募制については、各委員の信頼性や守秘義務など、無差別に誰でも良いというわけにいかず、クリアすべき諸条件があり、そのための審査手続の整備や透明性ということになれば、今後検討すべき課題は多く、現状ではまだ公募制には踏み切れていません。なお、先ほども申し上げたとおり応募は自薦他薦を問いませんし、自薦の中から選任している例も多々あるので、公募制を全く採用していないわけではありません。

2年任期のうちに、例えば非違行為等で辞める調停委員もいるのか。

中には、非違行為が原因で辞められる方も希におられますし、再任を希望されない方もおられます。

推薦の依頼先は、どんなところか。

専門性が必要とされる場合は、司法書士会、医師会、不動産鑑定士協会、建築士会、社会福祉会、銀行、大学等に依頼して、候補者を推薦して頂いています。

調停委員は、現在何名いるのか。

民事・家事合わせて192名です。

印象として、調停委員はどんなところで、どんな人がなっているのかということが見えにくい。一般的には公務員の退職者になっているという印象がある。

任命資格等に関する具体的事項は、最高裁判所規則である「民事調停委員及び家事調停委員規則」に規定されており、それによりますと、弁護士資格を有するもの、民事、家事の紛争解決に有用な専門知識を有する者、社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見の高い40歳以上70歳未満の者の中から任命することになっており、選考委員会もこの観点から候補者を選考しております。

また、調停委員の職業別では、弁護士、医師、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、建築士、大学教授又は助教授、教員、市町村長、公務員、会社・団体の役員・理事等、会社員・

団体の職員，農業，商業，製造業，社会福祉業，宗教家，無職，元裁判所職員などです。人数的には無職が一番多く，無職の方の中には，元教員といった方もおられ，専業主婦の方もおられます。

基準を出された方が，透明性をアピールできると思う。

調停委員の忌避は言えるのか。対応の悪い調停委員に当たった場合，替えてもらうことができるのか。

調停委員については忌避という制度はありませんが，調停委員を替えてほしいと言っただけであれば結構です。家庭裁判所，具体的には家事審判官が判断いたします。

事件を担当してもらうことになる調停委員の判断材料を当事者に与えることはないのか。

当事者に対して，事件を担当する調停委員の情報を知らせることはありません。

調停委員と当事者との信頼関係ということでは，調停委員になった方を対象に最初に行う新任調停委員の研修で，当事者との信頼関係が一番大事なので，調停開始に当たっては和やかな雰囲気になるよう配慮して，調停委員が自己紹介することも考えて頂きたいとお願いしています。

調停委員が当事者の知り合いであったことはないのか。

その場合，前もって，調停委員が辞退されます。

委員の指定は，名簿を見ながら順に割り当ててるのか。また，調停委員の報酬は決まっているのか。

先程述べたように，事件の内容等を検討して，家事審判官が調停委員を指定しています。また，調停委員の日当の額は，16,800円の範囲内で支給されています。その範囲内で，それぞれの執務の状況等によって額が異なってきます。

安いですね。ところで，調停委員の年齢構成を見ると60歳以上が圧倒的に多く，当事者と調停委員の世代間のギャップが大きい。当事者にとっては，その世代の価値観を押しつけられるのではないか。

調停委員は、自分の意見を言う前に、先ずよく聴くということを心掛けています。自分の価値観を押しつけるのではなく、非常に公平な判断をされていますので安心していただきたい。

再任率が高いのか。

ある程度件数をやって頂かないと再任をお断りする場合もあります。

調停に関わった調停委員の評価はどうか。公開の法廷である裁判は傍聴できるので、裁判官については第三者の評価が受けられる。調停は非公開なので、評価することができない。

当事者からは、大体において、よい評価をいただいている。

このテーマに関しては、本日配布された資料だけでなく、もう少し情報と時間がほしかった。

本日は3つのテーマで限られた時間ということもあり、申し訳ありません。

御意見、ありがとうございました。では、2つ目のテーマに移らせて頂いてよろしいでしょうか。

---

(別紙第3)

発言要旨(二つめのテーマ「ご利用者の声」について)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

「利用者の声」について、前回までに貴重なご意見をいただき、4月1日からアンケートを実施しています。その結果について、事務局から報告します。

家裁委員会の意見を踏まえ、本年4月1日から当分の間ということで、裁判所利用者へのアンケートを実施しています。書式については、先に各委員の意見を伺った上で作成したものです。アンケート用紙の据置場所は1階正面玄関付近のロビー及び受付センターのカウンター。2階から4階までの各エレベーター前廊



下。アンケート回収箱の設置場所は1階正面玄関付近のロビー，2階から4階までの各エレベータ前廊下となっており，総務課課長又は課長補佐が1週間に1度回収しています。

なお，この委員会の発案によりアンケートが実施されていることについて，4月にNHKのローカルニュースで紹介されました。

(アンケート集計結果については，別紙第4のとおり)

アンケートの内容を，書きやすいようにした方がよい。

家裁委員会で出た意見等も踏まえ，委員の皆様にも前もって個別に御意見をお聞きした内容になっております。

一階の回収箱の位置は，分かりにくいのではないかと。

次の意見交換のテーマの庁舎案内板(サイン)のところで御意見をいただく予定にしておりました。というのは，1階の庁舎案内板の整備については，当家裁委員会と地方裁判所委員会の御意見をお聞きした上で整備する予定にしております関係で，暫定的に置いている状態です。回収箱の置き場所と庁舎案内板の設置位置とを合わせてお考えいただいた上で，御意見をいただく予定にしておりました。

現在の場所の反対側のテレビのある側が良いのではないかと。

御意見ありがとうございます。いろんな御意見を参考にして配置を決めたいと思いますので，他にも御意見をいただければと思います。

もっと目に付きやすい，エレベータの入口の壁際もよいのではないかと。

参考にさせていただきます。

回収率はよい方なのか，それとも悪いのか。

回収率はよい方です。

アンケート結果は，職員等にフィードバックしているのか。

庁として対応すべきところは，できることから対応しています。例えば，大津駅からの表示については大津市やJRに要望を伝えてありますし，2階エレベータ

ター前待合には早々にパンフレット等を設置させてもらいました。又、関係する部署には、このような意見があったということを伝えていきます。

調停で待っている間は何もすることがないので、アンケート用紙を調停待合室とかに置いておけばもっと回収できるかも知れない。又、キャンペーン期間とかも作って、例えば毎月1日は来庁者全員にアンケート用紙を渡すなどもよいかもしれない。

学生の団体傍聴時等もアンケートをしてもらったら良いのではないかな。

団体の傍聴があったときは、これまでもアンケートをお願いしています。

裁判傍聴に来られた一般の方を対象に、裁判終了後にアンケート用紙を渡したり、用紙の色もカラーに変えたり等、いろいろ工夫できる。

このテーマについては、資料や結果がよくまとめられており、大変よく理解できた。家裁委員会の意見を踏まえてアンケートを実施してもらったことでもあり、委員としてもうれしい。このような具体的な話になって、ようやく活発な意見交換もできるようになった。私たちの任期は終わるけれど、こういった声を次の方にも反映すれば話もしやすくなるので、ぜひお願いしたい。

アンケート結果を、裁判所に来た一般の方に知らせることも必要ではないかな。

アンケートのおかげで、こういうことが実現できたということはこのアンケート用紙の裏面に載せると、それを見たみんなも喜んでくれ、又、実現できる内容のアンケートを書いてくれるようになるのではと思う。

貴重なご意見をありがとうございました。

---

(別紙第4)

#### アンケートの集計結果

1 集計期間 平成17年4月1日から4月28日まで

5月10日午前に確認したところ新たな投函はなし。

2 アンケートの回収枚数 9枚

回収の内訳 1階1枚

2階5枚

3階3枚

4階0枚

3 アンケートの内訳

・ 来庁理由

ア 手続相談 1件

イ 裁判等の申立 4件

ウ 裁判等への出席 3件

エ 裁判の傍聴 0件

オ 競売物件の閲覧 0件

カ その他 1件

カで理由の記載があったものは、なし。

・ 用務先

ア 簡易裁判所 3件

イ 地方裁判所 0件

ウ 家庭裁判所 4件

エ 調停室等 2件

・ 用務先のわかりやすさ

ア わかりやすかった 2件

イ 普通 3件

ウ わかりにくかった 4件

ウで理由の記載があったもの1件（調停室のある2階で回収）：3階にも調停室があったから。

・ 施設で利用しにくいところ

ア ある 4件

理由：大津駅から表示がない。2階の待合いにパンフレット等がない。各階に喫煙場所がない。

イ ない 5件

・ 職員の対応

ア 調停委員又は家庭裁判所調査官「よかった。わかりやすかった。普通。」  
7件

イ 裁判官「言葉遣いがわるい。わかりやすさは普通。」1件

ウ 職名不明「不親切でえらそう。わかりにくかった。」1件

・ 回答者

ア 性別 男性3名 女性4名 回答なし2名

イ 年齢層 20代4名 30代3名 40代1名 回答なし1名

・ その他

ア 受付がお昼に閉まっている。

(回答)当庁では、職員の勤務時間の関係で、昼休みは当番制で必ず残り、昼休みでも対応する体制をとっております。何分、昼休中で職員の数も少なかったもので、休み中で対応して貰えないと思われたのかも知れません。

イ 売店がお昼に閉まっている。

(回答)売店の職員は、裁判所の職員ではありませんので、苦情があったことを業者に伝えました。

---

(別紙第5)

## ご利用者の声(アンケート)

- 大津地方・家庭裁判所 -

皆様のご意見を参考に、利用しやすい裁判所に努めさせていただきますので、ア



- ・ 年齢層    ア 未成年    イ 20代    ウ 30代    エ 40代    オ 50代  
              カ 60代    キ 70代以上

ご協力，ありがとうございました。このアンケート用紙は1階ロビー又は2階から4階のエレベータ前に備え付けの回収箱にお入れいただきますようお願いします。

なお，理由欄が不足する場合やその他のご意見は，裏面に自由にお書きください。

---

(別紙第6)

発言要旨(三つめのテーマ「庁舎案内板(サイン)」について)

(委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者)

前回までに貴重な意見をいただき，それも踏まえて今回実施済みのサインについて，事務局から報告します。

(会計課長から，パワーポイントを使用し，改修及び新設の箇所並びに整備計画案を説明。内容は，別紙第7のとおり)

以上が現在までのサインの設置状況と予定であるが，皆さんのご意見を伺いたい。

よく頑張っていたいただいたと思う。

非常に見やすくなっている。

1階フロアーの利用についてはどうか。

フロアーの活用については，他庁での活用状況等も調べてきております。近隣の学校の児童の絵画を展示するなど，様々な形で広く利用できないか検討していきたい。

裁判員制度の実施を控えていることもあり，裁判所に興味を持ってもらうということから，小学生だけでなく中高生も対象にした絵画などを展示するのもよい。

裁判員制度も、もうすぐ導入される。そういう意味でも裁判所に用事のある人だけでなく、広く一般に利用してもらうことが大事である。

体験学習の場として利用していただくのもよい。

裁判員制度を控えているので一般の人に知っていただけるような機会を作っていく必要があると思う。

初めて裁判所に来るような人は、この建物のどこに何があるかが分からなければ不安である。先ず、建物に入るときに、ドアの右側の植え込みのところに、庁舎全体が一目で分かるサインを設置してはどうか。玄関ロビーでは、やはり守衛に聞きづらい方もいるでしょうから、守衛ボックスの後ろの壁に大きいサインが設置されるのは良いと思う。それから、エレベーターの横の壁の活用も考えて頂きたい。また、会議などがある場合に、その時だけの特設でもよいので、玄関ホールに会場案内が出せるようなものが設置できればなおよい。

様々なご意見ありがとうございました。以上で本日のテーマについては終了ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

---

(別紙第7)

#### サイン整備の概要

- 1 2階から5階までのエレベータ前と各階の東西両階段を上りきったところに大きな見やすいカラー表示のサインを設けた。
- 2 エレベータの中の上部に大きな文字の館内案内用サインと、更に操作ボタンの横に縦型のわかりやすい館内案内用サインを設置
- 3 階段の上り下りの起点及び階段の踊り場に、点字ブロックを設置
- 4 階段の手すりの一部を安全に使用できるよう改修
- 5 障害を持った方の負担を減らすため、トイレに手すりを設置
- 6 地下1階と1階の両方に行き来のわかりやすいサインを設けた。

- 7 地下1階の入口を自動扉にし，入口階段の横を車いすでも通れるようスロープを設置して，バリアフリー化した。
- 8 前面道路の歩行者からよく見えるように，正面門扉横のコンクリートの上に裁判所（大津地方裁判所・大津家庭裁判所・大津簡易裁判所・大津検察審査会）の庁名表示板を設置した。
- 9 裏門門扉横に，8と同じ内容の庁名表示板を設置
- 10 正面駐車場と裏側駐車場の往来箇所に，どちらにも駐車場があることが分かるようにサインを設置
- 11 裏の駐車場から1階当直室へ行く階段に「夜間受付」のサインを設置
- 12 1階ロビーについては，受付センターの開設も終わり，利用者にとってわかりやすいサインを，委員会での意見も参考にして，設置する予定である。設置場所としては，守衛ボックスの後部壁面とエレベータ横を考えている。
- 13 庁舎入口（正面玄関，法廷側出入口，地下一階の2箇所の出入口）にについては，自立型（スタンド式）サインを設置することを考えている。

---

（別紙第8）

発言要旨（その他「今期委員会のまとめ」について）

（委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者）

この委員での委員会は，これでおしまいですか。

全体のまとめを大阪では6月に行うということを知っているが，この委員会のまとめはどうするのか。

最初が合同で実施したのだから，最後も合同で実施してもよいのではないか。

7月末までの任期中に，もう一回開催できないのか。

この委員になって，司法制度改革を理解できるようになったし，一階フロアー



の活用の件が残っていることもあるので、まとめがあっても良いと思う。

委員会の開催は考えていないが、総括的な報告は必要だと考えている。この2年間、いろいろと貴重な御意見をいただき、実現できたもの、検討中のもの等がありますが、これらのまとめを事務局で作成してお届けしたい。

再任もあり得るのか。新しいメンバーでまた一から同じことをやり直すことになってしまう。何人かは、残ってもよいのではないか。

家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるという趣旨からして、新しい委員をお願いしたいと考えている。もちろん、この2年間の委員会の活動内容等については、新しい委員には情報提供をしていくつもりであるので、また一から同じことをやり直すとは考えていない。

一言感想を述べたい。この家裁委員会には、いろんなジャンルの方がおられ、2年間、様々に意見交換してきた。このネットワークを何らかの形で継続していきたいと思っている。ついでには、これからも、今、こんな議論をやっているとか、こんなことを裁判所で取り組んでいるといった話題を提供して欲しい。そういった取組みが、このネットワークを広げ、たくさんの裁判所ファンを作っていくことにつながると思う。

貴重なご意見、ありがとうございました。委員会の皆さんの貴重なご意見を家庭裁判所の運営に反映させていきたいと考えております。ありがとうございました。